

兵庫県公報

令和6年8月30日 金曜日 第545号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 土地改良区清算人の就任の届出（同）	8
○ 令和6年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項（伐倒駆除）（治山課）	8
○ 令和6年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項（特別伐倒駆除）（同）	9
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（道路保全課）	10
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	10
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	11
○ 平成31年兵庫県告示第369号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	11
○ 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく事務の委託（住宅政策課）	13
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（建築指導課）	13
○ 道路の位置指定（丹波県民局）	13

公 告

○ 都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧（都市計画課）	14
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	14
○ 落札者等の公示（物品管理課）	15

人事委員会公告

○ 兵庫県職員事務系職種（経験者）採用試験の実施	15
○ 兵庫県職員技術系職種採用試験（秋日程）の実施	17

正 誤

○ 平成22年2月16日付け兵庫県公報第2158号中	20
○ 平成29年12月26日付け兵庫県公報第2964号中	21
○ 令和5年3月23日付け兵庫県公報号外中	22

告 示

兵庫県告示第818号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和6年8月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

真南条土地改良区

退任役員

役員の区分

氏

名

住

所

5 その他必要な事項

- (1) 上記3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 上記3の措置について破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さ6ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあつては、15ミリメートル）以下となるように破砕すること。
- (3) 上記3の措置について焼却を行う場合は、次により生活環境の保全、公衆衛生の確保等にも十分留意し、適切な実施に努め、地域の理解を得ながら円滑に行うこと。
 - ア 特別伐倒駆除事業の有効性、森林病虫害等防除法に規定された駆除措置であること等について、必要に応じ広報誌、回覧板などにより、あらかじめ地域住民に周知を図ること。
 - イ 作業現地に立看板などにより、特別伐倒駆除の趣旨及び内容を分かりやすく表示すること。
 - ウ 焼却する場合には、飛火及び類焼防止等の火災防止上安全な場所を選び、必要に応じ周辺の草木等の刈払いを行うなどの措置を講じるとともに、当該地の消防署（消防署のない地域は市町）及び必要な関係機関と十分連絡等行うこと。
 - エ 煙等が人家、道路等への流入を防ぐため、風向、風速、距離等に十分注意すること。
 - オ 異常乾燥、強風等の警報が発令されている時は、焼却は実施しないこと。
- (4) 上記3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後、速やかに上記3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長又は県民センター長を経由して、知事にその旨を届けなければならない。ただし、下記(5)により申請書を提出する場合はこの限りでない。
- (5) 上記3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後、速やかに上記3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長又は県民センター長を経由して、知事に提出するものとし、その提出があつたときは、知事は申請者が上記3の措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。

~~~~~

## 兵庫県告示第829号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和6年8月30日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和6年8月30日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年8月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 道路の種類<br>路線名    | 道路の区域                 |    |                 |              |    |
|-----------------|-----------------------|----|-----------------|--------------|----|
|                 | 区間                    | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>大久保稲美加古川線 | 加古川市加古川町美乃利字知原474番3から | 旧  | 3.0から<br>24.0まで | 49.0         |    |
|                 | 同市加古川町美乃利字知原373番14まで  | 新  | 7.0から<br>24.0まで | 52.0         |    |

~~~~~

兵庫県告示第830号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年8月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
門柳 C (114020049)	西脇市黒田庄町門柳（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1は省略し、兵庫県土木部砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び西脇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

#### 兵庫県告示第831号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年8月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 名 称                 | 指 定 の 区 域          | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|---------------------|--------------------|---------------------|-------------------------------|
| 門柳 C<br>(114020049) | 西脇市黒田庄町門柳（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |

（別図1は省略し、兵庫県土木部砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び西脇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

兵庫県告示第832号

平成31年兵庫県告示第369号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年8月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

真盛(1) I（139010119）の項中別図45を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

#### 兵庫県告示第833号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成29年兵庫県告示第1129号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年8月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 名 称                   | 指定を解除する区域           | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-----------------------|---------------------|---------------------|-------------------------------|
| 坊垣内川 I<br>(212020065) | たつの市新宮町篠首（別図80のとおり） | 土石流                 | 別図80のとおり                      |

~~~~~

兵庫県告示第834号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成28年兵庫県告示第676号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年8月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
平谷川Ⅰ (223010041)	養父市八鹿町九鹿（別図51のとおり）	土石流	別図51のとおり

**兵庫県告示第835号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成30年兵庫県告示第360号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年8月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
本郷谷川Ⅰ (223020004)	養父市大塚（別図64のとおり）	土石流	別図64のとおり

**兵庫県告示第836号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成28年兵庫県告示第354号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年8月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大谷川Ⅰ (226020077)	朝来市和田山町和田山（別図38のとおり）	土石流	別図38のとおり

**兵庫県告示第837号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成31年兵庫県告示第371号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年8月30日